

「第2次奥州市一般廃棄物処理基本計画」概要版

1 計画の基本的事項

【目的】 長期的な視野に立ち適正で効果的な一般廃棄物の処理を行うため策定

【期間】 令和4年度から令和12年度までの9年間

※令和8年度までの5年間は前期計画期間とし見直しを行う。

【位置付け】 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的かつ総合的視点に立ち、「奥州市総合計画」、「奥州市環境基本計画（第2次）」と調和を図る。

【範囲】 市内から発生する一般廃棄物

2 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

○ごみ総排出量

平成27年度 **33,755 t /年** ▲0.03% 令和2年度 **33,743 t /年**

(家庭)

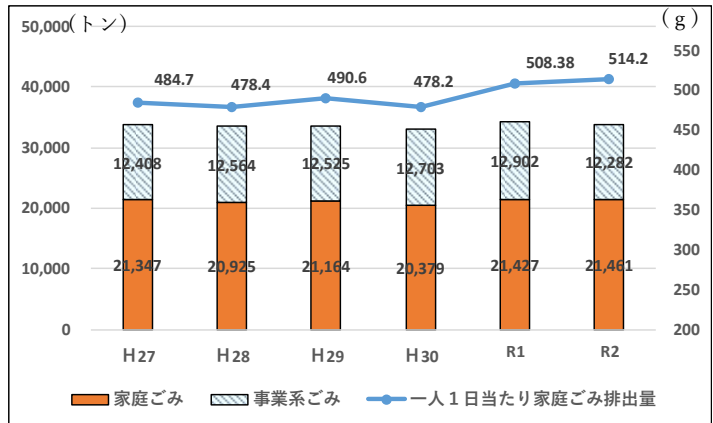
平成27年度 +0.5% 令和2年度 **21,461 t /年**

(事業系)

平成27年度 ▲1.0% 令和2年度 **12,282 t /年**

(1人1日あたり家庭ごみ)

平成27年度 +6.1% 令和2年度 **514.2 g**
(前回計画の目標 430 g 以下のため未達成)



○資源物回収量

平成27年度 **4,110 t /年** ▲21.8% 令和2年度 **3,212 t /年**

(市の回収)

平成27年度 ▲13.8% 令和2年度 **2,557 t /年**

(集団回収)

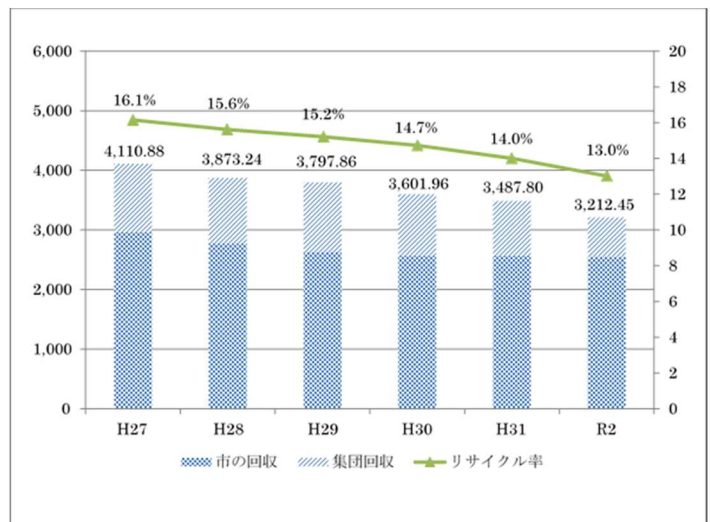
平成27年度 ▲42.6% 令和2年度 **654 t /年**

(リサイクル率) ※下段は商業施設への持込分含む

平成27年度 ▲19.3% 令和2年度 **13.0%**

平成27年度 ▲17.9% 令和2年度 **16.1%**

(前回計画の目標 26% 以上のため未達成)



(2) ごみ処理の課題

① ごみ減量化

家庭ごみ排出量は横ばいだが、人口が減少しているため1人1日あたりのごみの量は増加傾向にあり、食品ロス削減による減量や資源化への取り組みが必要

② 資源物の回収と再資源化

各品目の性質にあった適正処理を円滑に行うため資源物の適正分別の徹底

③ 啓発活動

家庭ごみの減量化や3Rに関する意識啓発が必要

④ 収集運搬

適正排出の徹底による置き置きごみの発生防止

⑤ 中間処理・最終処分

- ・適正分別の徹底による施設の長寿命化
- ・ごみの減量化による最終処分場の使用年限の延長

⑥ 不法投棄をさせないための環境づくり

⑦ 無許可の不用品回収業者を利用しないよう周知の徹底

⑧ 災害廃棄物は国・県及び関係団体等と連携し迅速かつ適正な処理が必要

⑨ ごみ処理手数料の適正化

3 基本理念及び基本方針

基本理念：循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

基本方針：①市民啓発の推進 ②ごみの発生抑制とリサイクルの推進 ③廃棄物の適正処理

4 数値目標

目標	現状値 R2年度	前期目標 令和8年度	後期目標 令和12年度
1人1日当たり家庭系ごみの排出量	514g	489g	473g
リサイクル率（商業施設への持込分除く）	13.0%	20.8%	26.0%
不法投棄常習箇所数	23箇所	17箇所	13箇所

5 目標実現のための施策

【市民啓発の推進】

- ・スマートフォン向けアプリによる効果的な情報提供
- ・高齢者にも分かりやすい方法による広報活動や情報提供の充実
- ・意識啓発のためのごみ処理施設の見学会、地域での出前講座の実施

【ごみの発生抑制とリサイクルの推進】

- ・レジ袋削減のためマイバッグ持参の奨励
- ・生ごみ処理機の購入補助による減量化の推進
- ・食品ロス削減に向けた取り組みの推進
- ・小学生を対象とした環境学習会の実施
- ・古着回収の実施
- ・使用済小型家電の回収ボックス設置

【廃棄物の適正処理】

- ・危険物の適正排出
- ・不法投棄・ポイ捨てなどルール違反ごみの監視体制の充実
- ・不法投棄させない環境づくりへの取り組み

6 生活排水処理基本計画

【基本理念】

快適で安全安心な暮らしを支える水環境の実現

【基本方針】

基本理念に基づき、次の3つを基本方針として掲げる。

(1) 公共下水道、市営浄化槽の整備

奥州市汚水処理基本計画に基づき、計画的に整備を行う。

(2) 公共下水道及び農業集落排水の早期接続

公共下水道及び農業集落排水事業の整備区域内の未接続世帯に対し、早期接続を働きかけ、生活排水処理率の向上を図る。

(3) 普及啓発の推進

快適で安全安心な暮らしを支える水環境を実現するため、ホームページ等の活用により、水環境整備の推進について、一層の普及啓発を図る。

【生活排水処理の現状と将来予測】

当市の令和元年度末における処理形態別人口は、計画処理区域内人口115,365人に対して水洗化・生活雑排水処理人口80,524人、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）1,795人、非水洗化人口33,046人となっており、処理施設別にみると、その大部分が下水道によるものである。

将来予測では、令和12年度の生活排水処理率を80.7%としており、基本方針に沿って、できるだけ多くの生活排水が適正に処理されるよう施設整備を進める。

処理形態別処理人口

単位：人

単位：人

年度	現在 令和元年度	将来予測 令和12年度
①計画処理区域内人口	115,365	102,642
②水洗化・生活雑排水処理人口	80,524	82,845
公共下水道	44,053	54,166
コミュニティプラント	1,057	164
農業集落排水処理施設	15,566	9,382
合併処理浄化槽	19,848	19,133
市営浄化槽	9,781	11,783
その他の浄化槽	10,067	7,350
③水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,795	1,795
④非水洗化人口（汲み取りし尿）	33,046	18,002
生活排水処理率（%）②／①	69.8%	80.7%